



# 優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

暖・冷房システム(コンベクタ・ラジエータ)

Heating and Cooling Systems/ Convector and Radiator

BLS HS/B-b-6:2006

2006年12月28日公表・施行  
(2008年10月1日 一部追記)

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準 暖・冷房システム(コンベクタ・ラジエータ)

### I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
- (6. 寸法)

### II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
  - 1.1 機能の確保
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
    - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
      - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
      - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
    - (1.3 耐久性の確保)
    - (1.4 環境に対する配慮)
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
  - (2.1 適切な品質管理の実施)
  - (2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)
  - 2.3 適切な施工の担保
    - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
- 3 情報の提供に係る要求事項
  - 3.1 基本性能に関する情報提供
    - (3.2 使用に関する情報提供)
    - (3.3 維持管理に関する情報提供)
    - (3.4 施工に関する情報提供)

### III. 附則



# 優良住宅部品認定基準

## 暖・冷房システム(コンベクタ・ラジエータ)

### I. 総則

#### 1. 適用範囲

熱源機より循環供給された熱媒により、自然対流又は放射により暖房を行う室内に設置された放熱器を対象とする。

#### 2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品認定基準(暖・冷房システム)」によるほか、次による。

- a) 自然対流による暖房放熱器：コンベクタ、ベースボードヒータ等をいう。
- b) 放射による暖房放熱器：パネルラジエータ等をいう。
- c) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- d) 消耗品：取替えパーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- e) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。  
当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- f) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

#### 3. 部品の構成

構成部品は表－1による。

表－1 構成

構成部品名		構成の別 <small>注)</small>	備考
機器本体	ケーシング、制御部、機器内の配管等	●	
操作部	バルブ等	△	
機器設置用必要部品	機器本体の標準取付部品	●	
	耐震用支持金物	●	建物の3階以上の階に重量100kg以上の機器を設置する場合のみ該当。

注) 構成の別

- ：(必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

#### 4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確

化したもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

## 5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下のとおりとする。

- a) 取付け下地の確認
- b) 機器本体の取付

## (6. 寸法)

## II. 要求事項

コンベクタ・ラジエータの性能は、「優良住宅部品認定基準(暖・冷房システム)」による他、次による。

### 1 住宅部品の性能等に係る要求事項

#### 1.1 機能の確保

- a) 機器特性
  - 1) 放熱能力
 

放熱能力は、定格能力の近くで大きな能力差がないと共に、定格能力は、表示放熱能力の95%以上であること。
  - 2) 室内温度分布
 

放熱器を設置した時の、室内の温度分布は、表示室内温度分布の±10%以内であること。
  - 3) 各部の温度上昇
 

放熱器の表面最高点の表面温度は、操作時に手の触れる部分の表面は、金属部で室温+25℃以下、非金属部で室温+35℃以下であること。また、操作時に手の触れるおそれのある部分の表面は、室温+40℃以下であること。

#### 1.2 安全性の確保

##### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 移動型機器の安定性
 

移動形の放熱器は、傾斜しても容易に転倒しないと同時に、転倒させても放熱器本体に異常がないこと。
- b) 通水抵抗
 

温水コイルの通水抵抗は、表示通水抵抗の±10%以内であること。
- c) 気密性・耐圧性
 

温水コイルは通常の使用状態で水漏れが発生しないこと。
- d) 温水閉止性能
 

通常の使用状態を想定した閉じた時の温水開閉弁の温水出口からの漏水量は、100cc/min以下であること。

##### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 使用上の安全性
  - 1) 移動形機器の安全性
 

放熱器は水平に置かれた場合、傾斜角度10度で転倒しないこと。

- (1.2.3 健康上の安全性の確保)
- (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
- (1.3 耐久性の確保)
- (1.4 環境に対する配慮)

## 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

- (2.1 適切な品質管理の実施)
- (2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)

## 2.3 適切な施工の担保

### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

## 3 情報の提供に係る要求事項

### 3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又及びホームページにより、提供されること。

- (3.2 使用に関する情報提供)
- (3.3 維持管理に関する情報提供)
- (3.4 施工に関する情報提供)

## Ⅲ. 附則

1. この認定基準（暖・冷房システム（コンベクタ・ラジエータ）BLS HS/B-b-6:2006）は、2006年12月28日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（暖・冷房システム（コンベクタ・ラジエータ）BLS HS/B-b-6:2005②）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。



# 優良住宅部品認定基準

## (暖・冷房システム(コンベクタ・ラジエータ)) の解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準 (暖・冷房システム(コンベクタ・ラジエータ))」の改正内容等を補足的に説明するものである。

### I 今回の改正内容

#### 1. 附則の追記

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

### II 基準改正の履歴

#### 【2006年12月28日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実
  - a) 認定基準の性能規定化
  - b) 認定基準の充実
  - c) 評価基準の制定

#### 【2005年12月28日公表・施行】

- (1) 暖房能力における試験方法の追加

#### 【2005年9月9日公表・2005年12月1日施行】

- (1) 施工方法の明確化等の変更

#### 【2003年4月1日公表・施行】

- (1) 放熱能力の基準値変更

#### 【1999年12月10日公表・施行】

- (1) ユニット別基準の制定